
「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」
の改正について



農業振興地域制度の仕組み

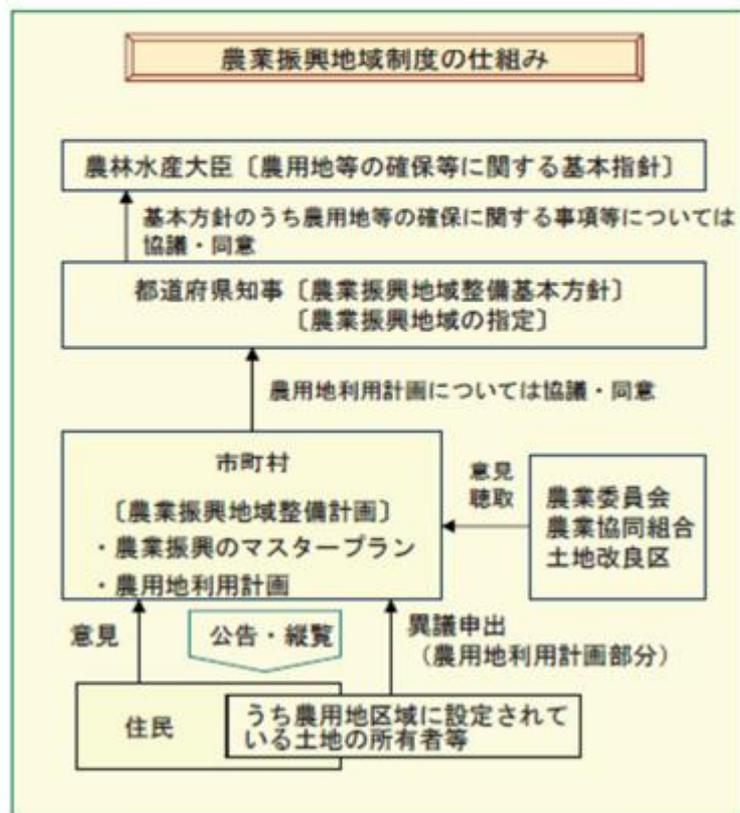
4 農業振興地域制度

4-1 農業振興地域制度の仕組み

- 農業振興地域制度は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。（法第1条）

制度の構成

- ① 農林水産大臣は、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。（法第3条の2）
- ② 都道府県知事は、基本指針に基づき、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農業振興地域整備基本方針」を策定。なお、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項等について農林水産大臣に協議（同意を要する）。（法第4条）
- ③ 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、農業振興地域を指定。（法第6条）
- ④ 都道府県知事の指定した農業振興地域が区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画を策定。なお、農用地利用計画について都道府県知事に協議（同意を要する）。（法第8条）



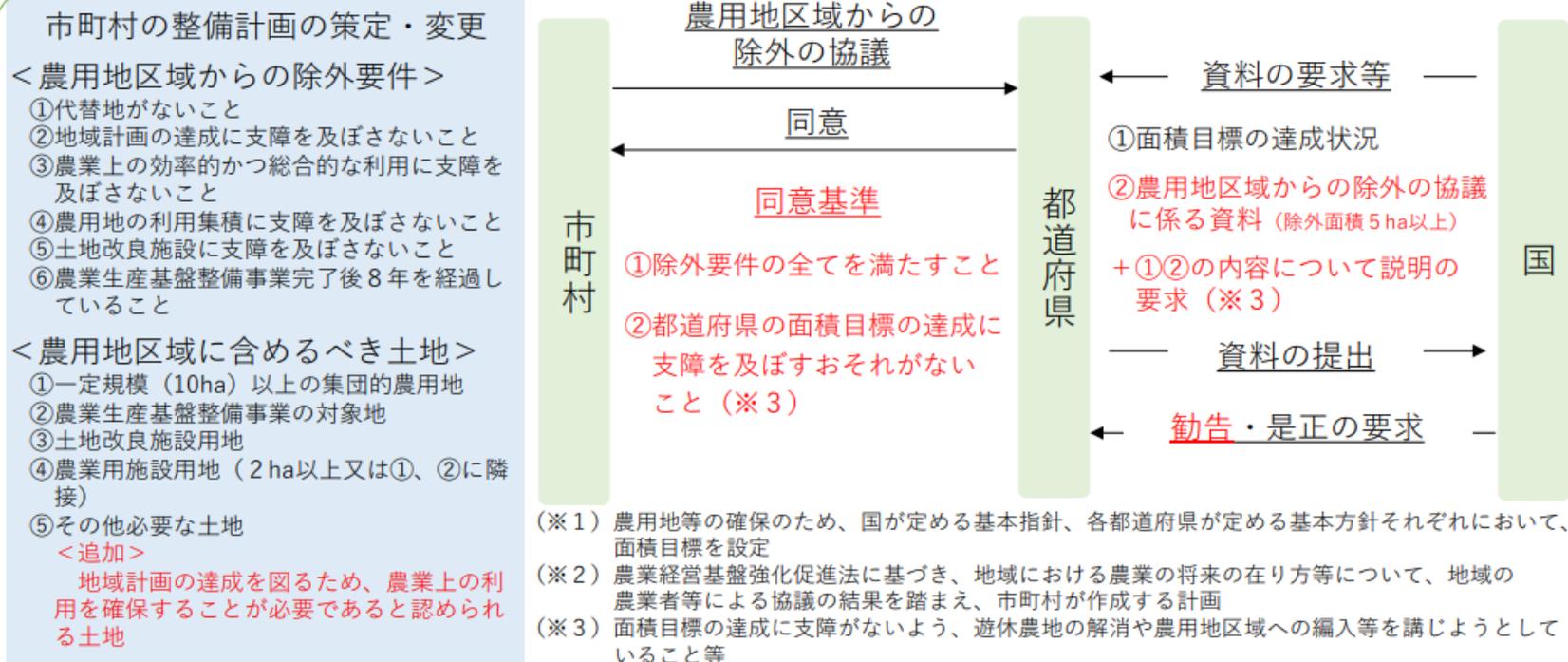
農振法改正のポイント

農地の総量確保のための措置の強化（農振法）

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記**
- **国と地方公共団体の責務**及び国の基本指針・都道府県の基本方針（※1）の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化**するとともに、基本指針策定に当たっての**国と地方の協議の場を法定化**
- 農用地の総量確保の措置として、①**除外に係る都道府県の同意基準の追加**、②**国の関与に係る手続を整備**
- 農用地区域に定めるべき土地として、**地域計画（※2）の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要

以下の赤字は改正部分



影響緩和措置とは①

影響緩和措置の要否の判断

◆ 都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、2つのパターンで判断※1。

- ① 一般の農地転用のために行う農用地区域からの除外（除外目的変更※2）が、面積目標設定時の見込みを上回ったとき（フロー管理）
- ② 都道府県内の農用地区域内農地の面積が、面積目標を下回ったとき※3（ストック管理）

都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき

（フロー管理）

目標設定時における除外目的変更の見込み < 除外目的変更の実績

【例】			
・ 面積目標における見込み	100ha		
・ 除外による農地減少	120ha	→	措置必要（超過率20%）
	80ha	→	措置不要

影響緩和措置の必要面積

（判明した翌年度から）

除外目的変更の面積 × 超過率
（整備計画の変更毎） （上限100%）

【例】 超過率20%の場合	
（除外目的変更）	（講ずべき影響緩和措置）
・ X市 5ha	5ha × 超過率20% = 1ha
・ Y市 10ha	10ha × 超過率20% = 2ha

（ストック管理）

農用地区域内農地の面積の都道府県目標 > 農用地区域内農地の面積の実績

【例】	(C年度)	(翌年度)
・ 都道府県面積目標	10,000ha	
・ 実際の農地面積	9,500ha	→ 措置必要
	10,500ha	→ 措置不要

（判明した翌年度から）

除外目的変更の面積と同等
（整備計画の変更毎） （100%）

【例】	
（除外目的変更）	（講ずべき影響緩和措置）
・ X市 5ha	5ha（除外目的変更と同等）
・ Y市 10ha	10ha（除外目的変更と同等）

※1 フロー管理・ストック管理の両方で措置必要となった場合は、ストック管理による影響緩和措置を講ずる必要。

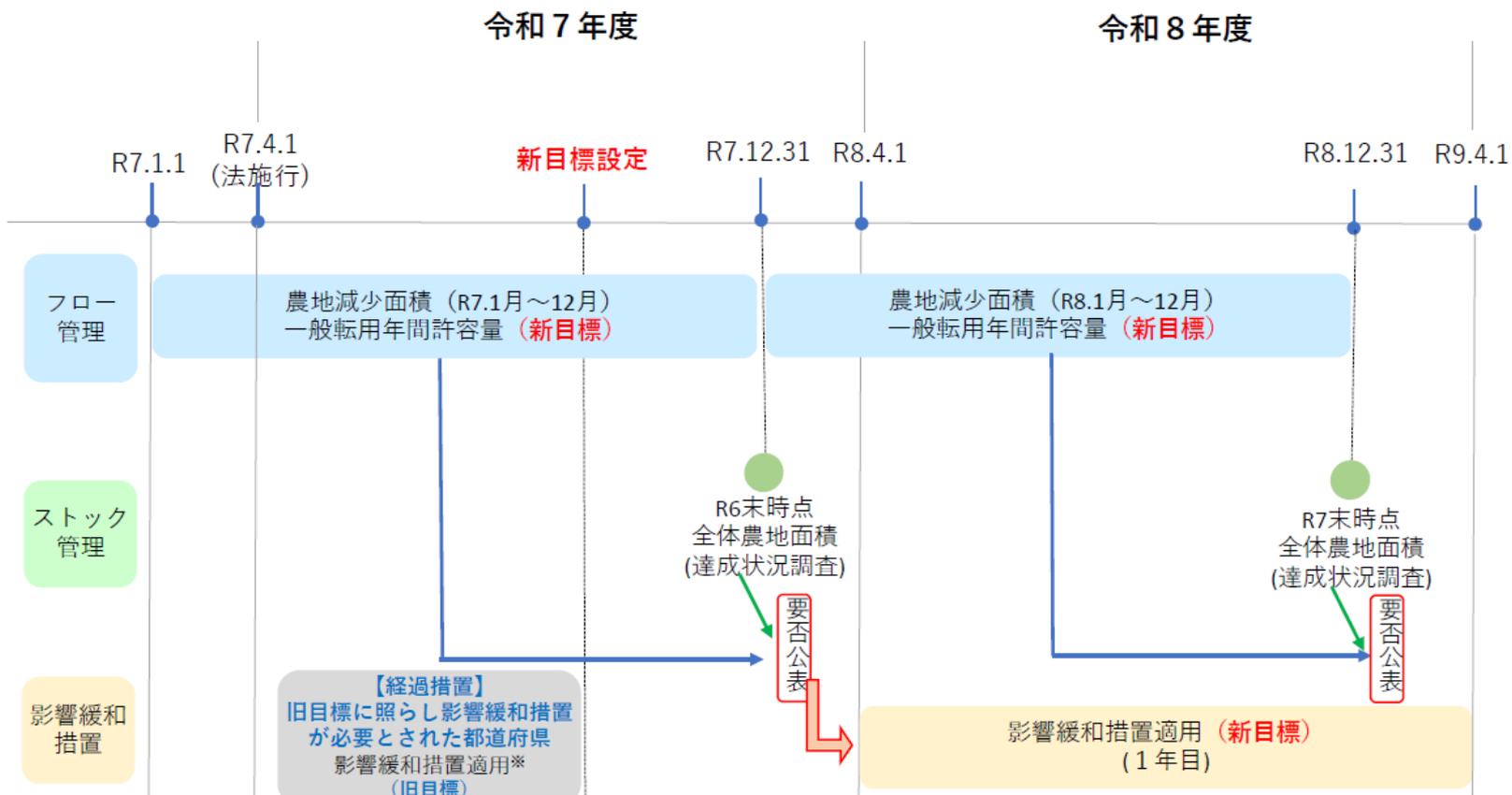
※2 法第13条第2項による除外。例えば、市街化区域編入・地域整備法（地域未来投資促進法、農産法等）による施設の設置・公共転用（農振法開発許可不要のもの）・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）・基礎調査による変更などによる除外は除く。

※3 ①デジタル技術の活用等による測量方法の精緻化、②市街化区域への編入等による農業振興地域の区域の変更により、都道府県の農地面積に変動が生じた場合には、その変動面積を、都道府県面積目標の数値に加減した上で、影響緩和措置の要否を判断することが可能。

影響緩和措置とは②

フロー管理・ストック管理の実績把握と影響緩和措置の要否判断の流れ

令和7年度中に、新目標に基づき、翌年度の影響緩和措置の要否を公表した場合



※「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」一部改正の施行日の属する月の翌々月から措置適用

奈良県：0% (P6参照)

令和8年度の農振除外協議には除外市町村における
^(※)影響緩和措置が不要となる見込み

^(※)(①農用地区域への編入、②荒廃農地の解消、③農用地の造成)



影響緩和措置率 : 0%